

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年五月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ鴨方店

所在地 浅口市鴨方町六条院中宇森山後三四九八番地三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時

(変更後) 午前零時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後十時

(変更後) 午後十二時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前零時から午後十二時まで

4 変更年月日

平成二十六年五月十日

5 変更事項以外の事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 栗本 建三

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千五五七平方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 百二十八台

イ 駐輪場の収容台数 二十八台

ウ 荷さばき施設の面積 四六・八平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 五二・五立方メートル

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後九時まで

二 届出年月日

平成二十六年五月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年五月二十三日から平成二十六年九月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課